

違法な電動キックボードの公道走行!!

電動キックボード

➡ 原動機（定格出力0.60kw以下）により走行する乗り物は、道路交通法及び道路運送車両法上の「**原動機付自転車**」になります。

交通違反

原動機で動く電動キックボードで公道を走るためには

▶ **運転免許**（定格出力に応じたもの）が必要です。
違反すれば「**無免許運転**」となります。

・ 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
・ 違反点数 25点

▶ **保安基準に適合した前照灯、ウインカー、ミラー等の設置**が必要です。
違反すれば「**整備不良運転**」となります。

・ 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
・ 違反点数 1点又は2点

▶ **自動車賠償責任保険等の加入**が必要です。
違反すれば「**無保険運行**」となります。

・ 1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
・ 違反点数 6点

▶ **ナンバープレートの装着**が必要です。
違反すれば「**公安委員会遵守事項違反**」となります。

5万円以下の罰金

▶ **ヘルメットの着用**が必要です。
違反すれば「**運転者遵守事項違反**」となります。

違反点数 1点



電動キックボードは、手軽で便利な乗り物ですが、それは電動キックボードを利用する人が交通ルールを守って使用することが大前提です。

ヘルメット
非着用!

前照灯、ウインカー等を備えていない!

ナンバープレートを付けていない!

歩道通行!

★ 交通ルールを守って運転してください。

長崎県警察